

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

		(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1100010	化審法における届出および審査過程の一本化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	a		対応済		窓口の一本化について要望には対応済みとのことであるが、要望は、省庁毎に異なる書類の提出部数や、3審議会の審査について、統一を要望しており、この点についての具体的な対応策をさらに検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	a		「提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。」については、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容を統一すると共に、最小限の部数での提出となるよう整理を行ったところである。「共管3省の審議会を合同で行う等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。」については、既に記載のとおり、平成15年4月の届出より、3省の審議会を合同開催することにより審査の一本化を図ったところである。	5102	5102680	(社)日本経済団体連合会	68	化審法における届出および審査過程の一本化(1)		化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行なう」(平成15年度措置)とあり、その方向で早期実現されることを期待する。		厚生労働省 経済産業省 環境省
												5102	5102690	(社)日本経済団体連合会	69	化審法における届出および審査過程の一本化(2)		共管3省の審議会を合同で行なう等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「新規化学物質に関する審査過程を簡素でより公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行なう(平成15年度措置)」とあり、早期実現を期待する。		厚生労働省 経済産業省 環境省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		4 (要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100020	特定債権法の廃止または発展的改正	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	特定債権等 (リース・クレジット債権等) の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	発展的改正に關しては一部、 a: 全国規模で対応 b: 全国規模で検討	：法 律上の 手当を 必要と するも の ：政 令上の 手当を 必要と するも の ：省 令・告 示上の 手当を 必要と するも の ：訓 令又は 通達を 必要と するも の	特定債権等に係る事業の規制に関する法律については、手続の簡素化の観点等から平成14年度において施行規則通達の見直しを行ったところ。平成15年6月にとりまとめられた産業構造審議会産業金融部会の中間報告を助業しつつ、引き続き、投資家保護の観点から、その必要性、在り方について具体的に検討する。		回答では、「必要性、在り方については引き続き検討を行う」とされているが、実施される内容について可能な限り具体的に示されたい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	発展的改正に關しては一部、 a: 全国規模で対応 それ以外に關しては、 b: 全国規模で検討	a: に ついて は それ 以外 は -	リース・クレジット債権等の流動化手法の一つである資産担保証券 (ABS) 方式を特定債権法の規制対象から外すべく、平成15年度中に政令改正を行う。 それ以外に關しても、法律の必要性、在り方を含め具体的に検討を行う。	5008	5008010	オリックス株	1	特定債権法の廃止または発展的改正		特定債権等に係る事業の規制に関する法律 (以下、特償法という。) については廃止するか、または、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正することを要望する。 なお、本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画 (再改定)」において、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点を踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。」とされた。経済産業省の産業構造審議会産業金融部会が平成15年4にとりまとめた「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、債権流動化促進に向けた制度の構築の一環として、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。 譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。	経済産業省 金融庁
												5034	5034020	(社)リース事業協会	2	特定債権法の廃止または発展的改正		・特定債権法 (以下、「特償法」という。) については廃止するか、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。 ・「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。 譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。 各種届出 (数回/年 x 2通) を廃止すること。 仕組規制を撤廃すること。 特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。	経済産業省 金融庁
												5102	5102410	(社)日本経済団体連合会	41	特償法の廃止		特償法を廃止すべきである。その上で、現在の特定債権の範囲にとらわれない新たな債権流動化のスキームを構築し、債権譲渡の公告制度、投資家保護のための措置などを整備する必要がある。	経済産業省 金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100030	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条 商品投資販売業者の業務に関する命令第4条	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b		商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生ずるおそれがあるため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。このような趣旨に照らせば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難。ただし、契約前交付書面と契約成立時交付書面の内容のあり方については、投資家保護の趣旨及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		書面記載内容の簡素化については、契約成立前・成立時各々の交付の趣旨に照らしつつ、可能な限り重複を避ける方向で平成15年度中に結論を得るとともに、平成16年度に速やかに実施してもらいたい。併せて、以下の点を明らかにしてもらいたい。 成立前・成立時各々の書面交付の趣旨をその違いも含め、明らかにすること。 現時点での関係省庁間での検討状況、検討に当たったの論点等について示すこと。	b		契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。 上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。 よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 ただし、契約成立前交付書面と契約成立時交付書面の内容のあり方については、投資家保護の趣旨及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。 なお、16条書面と17条書面の内容に重複する部分があるとの理由で直ちに省略することは、その趣旨が異なることから適当ではなく、省略するか否かは、投資家と販売業者との権利義務に関わる重要度等によって、判断すべきと考えている。	5008	5008162	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
												5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
												5063	5063050	(社)日本商品投資販売協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃		現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z1100040	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条 商品投資販売業者の業務に関する命令第6条	商品投資販売業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。	b		商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務づけているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		回答においては「15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る」とあるが、現時点での関係省庁間での検討状況はどうか。 平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		5008	5008163	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		3. 商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
											5034	5034573	(社)リース事業協会	57.3	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1100050	商品ファンド法におけるクーリングオフ制度の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資家がその仕組みを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようする時間的余裕を与えることとするためである。以上のような趣旨に加え、平成10年6月に商品ファンドの最低販売単価が撤廃され、それ以降の商品ファンドの多くが個人投資家に販売されている現状においては、クーリングオフ規定を撤廃することは困難。		回答においては「対応不可」とする理由として、商品ファンドの商品特性として以下の点を挙げているが、以下のそれぞれについて投資信託との比較も含めて、再検討の上、改めて見解を示してもらいたい。その上で、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。 一般の投資家が仕組みを十分に理解しないまま契約を締結してしまうことが想定されること 販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されること。	c	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、一般の投資家がそれを十分に理解しないまま契約を締結するおそれがあること、及びその特性(ハイリスク・ハイリターン)により、販売業者は利殖性を強調した言辞になりがちであり、一般の投資家が冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようする時間的余裕を与えることとするためである。 この点について、投資信託と比較してみると、「理解しないまま契約締結するおそれ」について格差はないものの、その特性において、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されることから、よりハイリスク・ハイリターンという特性があり、従って、より利殖性が強調されやすいものと認められる。 また、両者を投資家保護の観点から比較してみると、投資信託の場合、証券取引法に基づき、その販売業者は有価証券届出書(目論見書)を所管行政庁に届け出る義務を負っているのに対し、商品ファンドの場合は、16条書面(契約前交付書面)を届け出る必要もなく、各販売業者の自主性に委ねられている状況である。 このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。	5008	5008164	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		4. 投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットINGの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
											5034	5034574	(社)リース事業協会	57.4	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットINGの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
											5063	5063060	(社)日本商品投資販売協会	6	クーリング・オフ制度の撤廃		クーリング・オフ制度(商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る制度)を撤廃する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100060	商品ファンドにおける投資対象の組入比率制限以外の預金等の適用除外	商品投資販売業者の業務運営に関する基本事項について (平成4年4月20日4産局第12.8号通達) 第1	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c		商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することによって得られた成果を配分する金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を含める場合にはその組み入れ割合を定めているもの。 このように趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品から確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは困難である。		回答においては「対応不可」としているが、次の点を踏まえつつ、再度検討願いたい。 商品ファンドか否かを判断する基準は単に組入比率 (の一定割合) と考えているのか。 また、組入比率制限を緩和することにより、商品ファンド性が薄れた場合に、どのような問題が生じると考えているのか (例えば消費者保護上の問題等)。 上記 - を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	c		商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することによって得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を含める場合にはその組み入れ割合 (原則として50%未満) を定めているもの。 出資された財産を、商品以外の金融商品 (国債、有価証券等) で運用する場合、それが確定運用であるか否かに関わらず、その割合が50%を超えれば、投資信託法の適用を受けることとなる。	5008	5008165	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品 (預金、運用期間内に満期をむかえる国債等) については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
												5034	5034575	(社)リース事業協会	57.5	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品 (預金、運用期間内に満期をむかえる国債等) については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z1100070	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業者の許可を申請する際の最低資本規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条1項 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第5条	商品投資販売業者の許可を得ようとする場合、資本の額又は出資の総額は1,000万円以上でなければならない。	c		特定商品 (先物市場上場商品) を用いて運用するファンドの場合、商品投資販売業者 (運用法人) の資本金要件は10億円である。しかし、その子会社であるからといって、その資本金要件が1000万円に緩和されるとの規定はない。(ただし、運用法人の100%出資子会社で商品投資販売業者のみ行う事業者であり、その行う事業に関して親会社が連帯して債務を負担するとの条件を全て満たす会社について、その資本金要件を10億円から2000万円に緩和するとの規定はある。) 現物ファンド (映画ファンドなど) の場合、商品投資販売業者の資本金要件は、1000万円と規定している。そもそも、この要件は、商品投資販売業者という事業の特性 (顧客資金の管理、投資家の権利内容を確定させること) と法目的である投資家保護を勘案して、必要不可欠な最低限度の額として定めたものであるため、たとえ許可取得業者の子会社であっても、その緩和及び撤廃することは困難である。	回答では投資家保護を根拠に対応不可とされているが、要望内容は、許可取得済の映画ファンド業者の子会社であって、「当該法人が映画投資に係る商品投資販売業者以外の事業を営まないことを条件に」実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		現物ファンド (映画ファンドなど) の場合、商品投資販売業者の資本金要件は、1000万円と規定している。そもそも、この要件は、商品投資販売業者という事業の特性 (顧客資金の管理、投資家の権利内容を確定させること) と法目的である投資家保護を勘案して、必要不可欠な最低限度の額として定めたものであるため、たとえ許可取得業者の子会社であっても、この資本要件を緩和及び撤廃することは困難である。また、この額については、他制度の状況からと比較して判断しても妥当な額と認められる。(特備法: 2000万円、証券取引法 (証券会社): 1億円)	5034	5034576	(社)リース事業協会	57.6	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		映画投資に係る商品投資販売業者の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総額または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資契約の当事者となることを目的に商品投資販売業者の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業者以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。	金融庁 経済産業省	
											5008	5008166	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		6. 映画ファンドの運用法人の許可を有する商品投資販売業者が、映画ファンドの運用に特化した子会社を設立し、子会社が運用法人としての許可を申請する場合においては、子会社の資本の額に関する1千万円の最低額の定めを撤廃し、資本の額が3百万円の有限会社でも運用法人となれるよう要望する。	金融庁 経済産業省	
											5063	5063070	(社)日本商品投資販売業者協会	7	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業者の許可を申請する場合、その商品投資販売業者の資本の額、または出資の総額についての最低額の規定を撤廃する。		現行制度では、映画投資に係る商品投資販売業者の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総額または出資の総額が所有される法人が、商品投資販売業者の許可を申請する場合、許可の条件として当該法人には1,000万円以上の資本の額または出資の総額が必要とされているところであるが、映画投資に係る商品投資販売業者の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総額または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資契約の当事者となることを目的に商品投資販売業者の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業者以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。	金融庁 経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
z1100080	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	外国為替及び外国貿易法第四十八条、第五十二条等	外為法令において定める特定貨物の輸出入については、同法令の規定で定める手続きに従い、経済産業大臣の許可・承認を受けなければならない。	b	輸出入・港湾関連手続のシングル・ウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現することとした。 シングル・ウィンドウ化に当たっては、利用者にとって扱いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続き面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、これまでシングル・ウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきたところである。 申請手続きの徹底した見直しについては、外為法に基づく手続きの内容について、規制目的・実効性・必要性等を踏まえた手続きの見直しをこれまで進めてきているところ、今後とも引き続き見直しを進めていく。		回答によると、シングルウィンドウ化により、対象手続きの統一や共通項目の標準化、統一化を図ったことであるが、要望は、申請の必要が失われたものや申請の中で削除できる項目などの見直しをさらに進めてほしいというものである。上記の観点から、さらなる見直しに向けた対応策および平成16年度までの実施の可否について具体的に検討され、示されたい。	b	申請手続きの徹底した見直しについては、外為法に基づく手続きの内容について、規制目的・実効性・必要性等を踏まえた手続きの見直しをこれまで進めてきているところ、今後とも引き続き見直しを進めていく。 シングル・ウィンドウ化に当たっては、利用者にとって扱いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続き面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、これまでシングル・ウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきたところである。	5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化		全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
z1100090	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小企業信用保険法第三條一項、中小企業信用保険法施行令第一條の二	信用保証取扱機関の対象として、ファイナンス会社等は対象外としている。	b	民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置については、金融機関との適正なリスク分担を図る観点から、諸外国の現状を踏まえ、中長期的には我が国でも部分保証を検討すべきであると考えている。 また、現在信用補完制度の対象としないファイナンス会社等は、中小企業の資金供給に一定の役割を担っているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関の範囲のあり方については、旧債振替の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、慎重に検討していくことが必要である。		中長期的には我が国でも部分保証を検討すべきであるとして、回答では平成16年度までの実施は困難とされているが、実施困難とされる理由について具体的に示されたい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	現在、民間金融機関がリスクを負担する能力が低下し、また、中小企業をめぐる金融経済情勢が非常に厳しい中で、中小企業への円滑な資金供給を確保する観点から、部分保証を広く一般的に導入することは、困難であると考えている。 したがって、部分保証を広く一般的に導入しても、民間金融機関が中小企業向けの融資を十分行うことができる状況になるまでは、現行の全額保証を基本としていくことが適当であると考えている。	5008	5008300	オリックス株	30	中小事業者に対する債務保証制度の見直し		2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図られたい。		財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省
z1100090	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小企業信用保険法第三條一項、中小企業信用保険法施行令第一條の二	信用保証取扱機関の対象として、ファイナンス会社等は対象外としている。	b	民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置については、金融機関との適正なリスク分担を図る観点から、諸外国の現状を踏まえ、中長期的には我が国でも部分保証を検討すべきであると考えている。 また、現在信用補完制度の対象としないファイナンス会社等は、中小企業の資金供給に一定の役割を担っているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関の範囲のあり方については、旧債振替の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、慎重に検討していくことが必要である。		中長期的には我が国でも部分保証を検討すべきであるとして、回答では平成16年度までの実施は困難とされているが、実施困難とされる理由について具体的に示されたい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	現在、民間金融機関がリスクを負担する能力が低下し、また、中小企業をめぐる金融経済情勢が非常に厳しい中で、中小企業への円滑な資金供給を確保する観点から、部分保証を広く一般的に導入することは、困難であると考えている。 したがって、部分保証を広く一般的に導入しても、民間金融機関が中小企業向けの融資を十分行うことができる状況になるまでは、現行の全額保証を基本としていくことが適当であると考えている。	5034	5034260	(社)リース事業協会	26	中小事業者に対する債務保証制度の見直し		中小事業者に対する債務保証制度の見直し		経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

		(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1100100	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律		a		経済産業省において、制定(平成10年)時以降順次拡充してきた中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律について、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃して投資対象企業を一般化するとともに、投資対象事業の内容をさらに拡充し、より一般的な投資ファンド法制を整備する予定。						5008	5008200	オリックス(株)	20.1	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大		昨年度の規制改革要望において、末尾の理由により要望した。これに対し法務省は、つぎのとおり回答した。 「民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているに過ぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ることとは、現行法上も可能である。」		法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス(株)	20.2			契約自由の原則により現行法上可能であるということはそのとおりであるが、そもそも、こうした契約ができないから法律によってできるようにしてほしいということを要望しているものではない。法務省回答は非常に残念な回答である。 「中小企業等有限責任組合法」を制定することが何故必要であったか、その問題を理解すれば、その問題は中小企業等投資の場合のみに生じる問題ではないことは明らかなのではないだろうか。		法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス(株)	20.3			こうした点については、同法の立法時に刊行された通商産業省中小企業庁振興課編「投資事業有限責任組合法」(財団法人通商産業調査会)の記述(P.9~10)、同書掲載の資料である「ベンチャー企業への資金供給円滑化研究会報告書」の記述(P.215~229)を参照されたい。 問題はいろいろあるが、同法のような法律がなく法務省がいつように契約によって有限責任組合とした場合を考えると、第三者との関係において有限責任組合員は有限責任に留まることが担保されるかという問題である。		法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス(株) <公開>	20.4			この点を同法は、組合の名称中の「有限責任組合」なる文字使用規制、登記制度を与えること等によって、予見可能性を確保して第三者を保護し、有限責任組合員の責任の有限性を担保しているものと解される。こうした措置もなく、契約によって有限責任を約束すればよいという考え方で、投資家の投資を導くということこそ問題なのではないか。心あるアレンジャーがこれに躊躇を覚えても当然ではないのか。このような考え方では、現実の利用としては、古い民法が想定している近しい者間の契約という範囲を超えることはできないであろう。		法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス(株)	20.5			投資というのは、いろいろな規模、対象物等があって、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。重厚な有価証券の組成もあれば、簡便な組成もあり、中間的なものも必要である。そうして考えた場合に、我が国にはリミテッド・パートナーシップ法に当たる法律がないかと思うと、平成10年に制定されているが、対象が限定されてしまっているということである。		法務省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)			(再回答欄)		4 (要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
												5008	5008200	オリックス㈱	20.6			しかし、そもそも、ピークルの法制に何ゆえ、対象を限定する必要があるのだろうか。上記の研究会報告書には「新しい形態の本組が適用されることにより投資家や組合の債権者を書することは当然あつてはならないことから、法制化による法的保護が与えられる組合の目的、事業範囲を適正に設定する必要があり、この点についての検討もなされるべきである」(上記書籍P.215)としているが、投資家や債権者に法的保護を与えるための法制が適用されると投資家や債権者を書するというのは、理解に苦しみ、論理矛盾ではないだろうか。米国においてはこのような制限はないことも考慮すべきである。	法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス㈱	20.7			(要するに、かかる制限が付されたのは、通産省が同法を企画、立案したもので、また管轄するためかかる制限が必要であった、かかる制限がなければ法務省法案となつて日の目を見なかった、という縦割り論の帰結と解すれば理解できる。) 今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。	法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス㈱	20.8			「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。 *****以下、昨年度の「要望理由」*****本事項については、政府の総合規制改革会議の第1次答申(平成13年12月11日公表)において、「合理的かつ健全な事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討すべきである。」とされた。	法務省 経済産業省
												5008	5008200	オリックス㈱	20.9			検討の経過・結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に民法上の任意組合について、無限責任組員と有限責任組員との別を約するものに関する制度を確立すべきである。	法務省 経済産業省
												5034	5034220	(社)リース事業協会	22	中小企業等投資事業有限責任組合法に関する法律の適用拡大		・今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。・「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。	法務省 経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)			(再回答欄)		4 (要望事項欄)					
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
z1100110	消火設備内の高圧ガスに対する貯蔵規制の適用除外	高圧ガス保安法第15条の2	高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つなければならない(第15条)。 不活性ガスの貯蔵の場合、容積3000m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない(第16条)。 容積3000m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所(以下「第二種貯蔵所」という。)においてしなければならない(第17条の2)。	C		高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止し公共の安全を確保するという観点から、各種許可等や適合させるべき技術基準等について定め、必要最小限の規制を行っているところである。 一方、消防法は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するという観点から、各種の規制を行っており、必ずしも両者において、全く同様の趣旨で、かつ、同様の方法による規制を行っているとは言えない。例えば、消防法においては、消火器の容器製造に関する高圧ガス保安法の観点からの技術基準が設けられておらず、保安距離についての規定が存在しないという事例もあるように、必ずしも高圧ガスによる災害を防止するという観点からの保安の確保のための措置が適当なく盛り込まれていない(第17条の2)。 したがって、高圧ガスを用いている消火器について、要望にあるように適用除外とした場合、その高圧ガスによる災害を防止するための措置が十分でないことから、引き続き高圧ガス保安法の適用を受ける必要があると考える。		C	消防法における保安規制内容と高圧ガス保安法における保安規制内容は必ずしも一致していないため、引き続き高圧ガス保安法の適用を受ける必要があることを根拠に対応不可とされているが、要望内容は、消防用設備等の検査・点検については消防法及び高圧ガス保安法に基づくものを受けなければならないこと等に起因する負担軽減、高圧ガス保安法に基づく保安規制対象に該当させないように設備を複雑化することによる起因する負担軽減を求めている。上記については、消防法と高圧ガス保安法における検査・点検内容を統合するなど、保安規制の一本化を図ることにより実施可能と考えられ、また、上記については、最近における不活性ガスを使用した消化設備の急速な普及状況や技術動向を踏まえ、安全上問題がない場合については、高圧ガス保安法における保安規制の対象外とすることにより実施可能と考えられる。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。		5001	5001010	㈱コーアツ	1	消火設備内の高圧ガスに対する貯蔵規制の適用除外		オゾン層の破壊、地球温暖化等の環境問題から従来の消火剤(ハロン)に代わり、環境にやさしい消火剤として不活性ガス(窒素、アルゴン)を使用する消火設備が平成13年1月に法制化され急速に設置件数を増加させているが、当該消火剤は従来の消火剤と比較して必要量が大きくかつ圧縮ガスであるために設置量が高圧ガス保安法の貯蔵の規制にかかかってしまふ。このための都道府県への申請業務、製品検査、完成検査等のコスト負担が多くなってきている。(要望内容)消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスについては高圧ガス保安法の高圧ガスの貯蔵から適用除外としてもらいたい。	経済産業省
z1100120	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和	火薬類取締法第25条第1項 火薬類取締法施行規則第49条 7局第500号 平成7年11月15日 通商産業省環境立地局長(参考) 火薬20グラム以下の模型ロケットエンジンと点火具 火薬類取締法施行規則第14条の5第7号・第8号 通商産業省告示第578号 平成7年10月6日	模型ロケットエンジンとその点火具については告示で定めた模型ロケットに使用される告示で定めた噴射推進器(模型ロケットエンジン)で火薬量20g以下のものはが具煙火として消費許可は不要であるが、それ以外の模型ロケットエンジンについては、火工品扱いとなり、消費の際に都道府県知事の許可が必要である。	C		火薬類の消費にあたって一定の制約を設けているのは、消費の方法が不適切な場合には、それにより引き起こされた爆発事故等が関係者にも甚大な被害をもたらす恐れがあり、それを防ぐという公共の安全の維持という観点からである。全国火薬類保安協会の報告書の内容については、これまでも安全性が確認出来た部分については、規制の合理化を行ったもの。したがって、本要望については、現時点においてそれらを無許可として認めようとする場合の安全性について技術的に確認されていないことと、対応することは困難。提案者からの御要望の模型ロケットエンジンにおける無許可消費数量の引き上げについては、無許可として認めようとする場合の安全性について技術的に確認されていない上に、その悪用の可能性も否定できないことから、無許可での火薬類の消費、悪用による爆発事故等が発生する可能性を事前に予測し、それを未然に防止するための代替措置が存在しないという現段階で具体的な検討を行うのは困難である。		C	現時点では安全性について技術的に確認されていないことを根拠に対応不可とされているが、要望内容に関する技術上の安全性を検証し、問題がない場合には実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。		5002	5002010	佐藤貿易	1	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和		火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを使用するには、火薬類取締法第25条第1項により消費(使用)の許可が必要であるが、火薬類取締法施行規則第49条により、宇宙科学教育・スポーツ・競技会・興行・催しの用に供するために火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを消費する場合に、同一の消費地において一日につき、硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬30グラム以下の模型ロケット50機、同火薬60グラム以下の模型ロケット5機、および同火薬100グラム以下の模型ロケット5機までと、エンジンの点火に使用する硝酸塩あるいは過塩素酸塩を主成分とする火薬0.2グラム以下の点火具(イグナイター)の無制限での消費(使用)を無許可で行えるようにする。	経済産業省
z1100130	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和	火薬類取締法第17条第1項 火薬類取締法施行規則第36条 7局第500号 平成7年11月15日 通商産業省環境立地局長(参考) 火薬20グラム以下の模型ロケットエンジンと点火具 火薬類取締法施行規則第14条の5第7号・第8号 通商産業省告示第578号 平成7年10月6日	模型ロケットエンジンとその点火具については告示で定めた模型ロケットに使用される告示で定めた噴射推進器(模型ロケットエンジン)で火薬量20g以下のものはが具煙火として消費許可は不要であるが、それ以外の模型ロケットエンジンについては、火工品扱いとなり、譲受の際に都道府県知事の許可が必要である。	C		火薬類はそれ自身が危険物であることはもちろん、それが悪用された場合、一般国民に対して不測の災害を発生させるものであるから、譲渡、譲受の際に厳重にこれを規制し、不正使用を防止し、流通における保安の確保を行う必要がある。全国火薬類保安協会の報告書の内容については、これまでも安全性が確認出来た部分については、規制の合理化を行ったもの。したがって、本要望については、現時点においてそれらを無許可として認めようとする場合の安全性について、技術的に確認されていないことと、対応することは困難。提案者からの御要望の模型ロケットエンジンにおける無許可譲受数量の引き上げについては、無許可として認めようとする場合の安全性について技術的に確認されていない上に、その悪用の可能性も否定できないことから、不正使用による無許可での火薬類の譲受により事故等が発生する可能性を事前に予測し、それを未然に防止するための代替措置が存在しないという現段階で具体的な検討を行うのは困難である。		C	現時点では安全性について技術的に確認されていないことを根拠に対応不可とされているが、要望内容に関する技術上の安全性を検証し、問題がない場合には実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。		5002	5002020	佐藤貿易	2	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和		火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを購入するには、火薬類取締法第17条第1項により譲受の許可が必要であるが、同法第17条第1項第7号に但し書きを設け、火薬類取締法施行規則第37条により、宇宙科学教育・スポーツ・競技会・興行・催しの用に供するために火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを譲り受ける場合は、一日につき、硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬30グラム以下の模型ロケットエンジン50本、同火薬60グラム以下の模型ロケットエンジン5本、および同火薬100グラム以下の模型ロケット5本までと、エンジンの点火に使用する硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬0.2グラム以下の点火具の無制限での譲受を無許可で行えるようにする。	経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)			4 (要望事項欄)						
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
z1100140	大規模小売店舗立地法関連 第4条(指針)の早期見直し	大規模小売店舗立地法第4条	大規模小売店舗立地法第4条に基づき現行の「指針」については、産業構造審議会流通部会、中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された「指針案」を踏まえ、平成11年6月に経済産業大臣が制定したものである。 同指針では、大規模小売店舗の立地に当たって、その周辺の地域の生活環境の保持するため、駐車需要の充足など利便の確保、騒音の発生など生活環境の悪化の防止に関して、配慮すべき事項を定めている。	a		規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、「本『指針』」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う」とされている。経済産業省としては、この方針に基づき、日本チェーンストア協会加盟の事業者を含む全国全ての大規模小売店舗の事業者(平成14年7月現在:約1万8千)に対するアンケートなど必要な調査等を行っているところであり、この調査結果を踏まえて、平成16年度中を目途に指針の見直しを行う。 なお、同指針においては、予測される夜間騒音レベルの最大値が騒音規制法に基づく規制基準値を超えないよう「努める」とされている。大規模小売店舗立地法では、瞬間的な騒音レベルが規制基準値を超えないよう、店舗設置者に騒音対策に係る必要な対応を講ずることが求められるとの趣旨である。		a	騒音の予測・評価に関しては、指針において、「全ての設置者は、...総合的な騒音の評価基準を満たすよう努めるものとする。」とされ、夜間の騒音に関して、「...夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、評価基準を満たすよう努めるものとする。」とされており、規制基準値を超えることを一切認めないという趣旨ではなく、規制基準値を超えないという趣旨でなく、規制基準値を明確化・周知徹底する具体的な方策について検討され、示されたい。上記を踏まえ、速やかに実施するとともに、実施時期について具体的に示されたい。	5007	5007010	日本チェーンストア協会	1	大規模小売店舗立地法関連		第4条(指針)の早期見直し	経済産業省	
z1100150	大規模小売店舗立地法関連 届出事前協議を届出受理の条件とする運用の撤廃	事前協議の根拠無し(参考)大規模小売店舗立地法第5条	大規模小売店舗立地法においては、届出の前に都道府県への事前協議を行うことを求めている。	e				e	届出の前に都道府県への事前協議を求めていることは、経済産業省ホームページに掲載されている。「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、「都道府県においては、事前概要説明を義務化すること...のないよう留意することが必要である。」とされており、一般に周知している。また、同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。	5007	5007020	日本チェーンストア協会	2	大規模小売店舗立地法関連		届出前の地方自治体への計画書提出、関係部局との事前説明等、届出前の協議を届出受理の条件とする運用の撤廃	経済産業省	
z1100160	大規模小売店舗立地法関連 リース駐車場の契約解除時の取り扱い	大規模小売店舗立地法第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第6条及び附則第5条では、届出事項のうち、駐車場の駐車台数を減少させる場合には、変更の届出を提出してから、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等を経て、8ヶ月を経過した後でなければ、当該変更ができないものとされている。	c		大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に際しての周辺環境の保持を目的としているが、駐車台数の減少は、交通渋滞等の生活環境に対する悪影響が増大する変更であるため、この悪影響を完全に排除できる代替措置がない限り、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等同法に定める適切な手続きを講じる必要がある。		c	駐車台数の変更は、交通渋滞等の生活環境に対する悪影響が増大するため、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等を経て、8ヶ月を経過した後でなければ、当該変更が実現しないものとされているが、都道府県等が周辺環境の保持上影響が少ない等と判断し、意見なしとした場合には、当該制限が解除されることになるため、変更するのに必ずしも8ヶ月待ちは必要ないことになる。このようなケースに関しては、「大店立地法についての質問及び回答集」の中で取り上げており、経済産業省のホームページ上でも公開、周知されている。	5007	5007050	日本チェーンストア協会	5	大規模小売店舗立地法関連		リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合については、調整対象外とする。	経済産業省	
z1100170	電子メールによる広告規制について	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2、第26条第1項第5号	原則として、電子メールによる広告を利用する事業者には特定商取引法の規制がかかることとなっているが、「事業者がその従業員に対して行う販売又は役務の提供」の場合には、団体の内部自治の観点から、例外的に同法の適用除外となっている。	c		事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、同法の適用除外とすることは困難である。					5008	5008420	オリックス(株)	42	電子メールによる広告規制について		電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	総務省 経済産業省
z1100180	電気主任技術者選任規制の緩和	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、設置者との資本又は役員関係が密接な関連会社の従業員が常駐している場合にあっては、設置者の従業員とみなして選任することができることとしている。 要望のあったビル管理会社が委託元会社の連結子会社であり、その従業員が同じ事業所内に常駐している場合については、適切な保安管理体制が構築され、保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能であるかどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)		b	要望のあった委託元会社の連結子会社については、適切な保安管理体制が構築され保安上問題が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。 なお、電気主任技術者の選任に当たっては、的確な保安の監督を行うため、選任された職員は事業場に常時勤務していることが必要であるが、外部委託先の職員は、一般的には事業場に常時勤務していないことから、当該職員を選任することは出来ないが、常駐の場合については、連結子会社の検討と併せて必要な条件等を検討する。	5009	5009020	ソニー(株)	2	電気主任技術者選任規制の緩和		工場(産業用)に係わる電気主任技術者について、有資格者であれば、業務用電力契約の主任技術者と同じく、契約電力数を問わず、ビル管理会社の職員への委託を認めていただきたい。特に、ビル管理会社が委託元会社の連結子会社であり、同じ事業所内に常駐している時には、当該ビル管理会社(連結子会社)の職員を電気主任技術者として選任することを認めていただきたい。	経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1100190	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、設置者との資本又は役員関係が密接な関連会社の従業員が常駐している場合にあっては、設置者の従業員とみなして選任することができることとしている。要望のあったファシリティ業務委託会社が、機能分社化後の会社であり、その従業員が当該事業所に専属で常勤・従事する場合については、適切な保安管理体制が構築され、保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能であるかどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)				要望のあった委託元会社の機能分社化後の会社については、適切な保安管理体制が構築され保安上問題が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に検討することとする。 なお、電気主任技術者の選任に当たっては、的確な保安の監督を行うため、選任された職員は事業場に常時勤務していることが必要であるが、外部委託先の職員は、一般的には事業場に常時勤務していないことから、当該職員を選任することは出来ないが、常駐の場合については、機能分社化後の会社の検討と併せて必要な条件等を検討する。	b			5009	5009030	ソニー(株)	3	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務委託会社(含む機能分社)の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結、受託会社が資格等を有する社員を指名し、当該事業所に専属で常勤・従事させること・を条件に、ファシリティ業務委託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務委託会社が、当該会社の労災処理を業として請け負う場合には、当該事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	経済産業省 厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省
		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第1項及び第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	・省エネ法第7条第1項の規定に基づき、第一種特定事業者(第一種指定事業者を除く。)は、第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。 ・省エネ法第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	b		気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方についても平成15年度中に検討し、結論を得る		回答では、15年度中に検討、結論とされているが、当該措置の実施時期について、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。さらに、要望内容を一歩進め、機能分社化後の会社に限らず広く一般的に外部委託先の職員をエネルギー管理者に選任することについて改めて検討されたい。	b		機能分社化後の会社に限らず広く一般的に外部委託先の職員をエネルギー管理者(員)に選任することについて改めて検討されたい。さらに、要望内容を一歩進め、機能分社化後の会社に限らず広く一般的に外部委託先の職員をエネルギー管理者に選任することについて改めて検討されたい。									
		高圧ガス保安法第27条の2	(1) 第一種製造者等は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス造保安統括者(以下「保安統括者」という。)を選任しなければならない。 (2) 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。 (3) 第一種製造者等は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安責任者免状(以下「製造保安責任者免状」という。)の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」という。)を選任しなければならない。 (4) 第一種製造者等は、経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安係員(以下「保安係員」という。)を選任しなければならない。	c,d		高圧ガスによる災害を防止するための保安の確保については、事業者が行う事業と密接不可分なものであり、当該事業を行う自らが責任を持ってこれを確保すべきである。そのため、特に、高圧ガス製造事業所における保安統括者については、事業所内の保安確保策について総合的に責任を持って管理する者となっており、これを当該事業を実施する者以外に委託すれば、通常の保安管理及び実際に事故が発生した場合の最終的な責任の所在が不明確となるおそれがあることから、事業所の者をもってこれに充てる必要があるため、要望に対応することは困難である。 なお、保安に関する技術的な事項を管理する保安係員(代理者を含む。)については、その職務及び職務遂行に必要な権限等が事業者の規定や委託契約において明確に定められ、保安係員としての確実な職務の遂行が確保されることが確認できる場合には、例えば、他の会社等に所属する者であっても保安係員に選任して差し支えないと解する旨、明確化していることから、現行制度下においても要望を満たすことは可能である。		特に保安統括者については、責任の所在が不明確にならないよう事業所ごとに選任することが必要であることを根拠に対応不可とされているが、 要望内容は、保安管理における外部委託先職員の責任を明確化することにより実現と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 また、保安係員は、現行制度においても、他の会社等に所属する者から選任可能とのことであるが、当該事項について周知徹底を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c,d		「保安管理における外部委託先職員の責任を明確化することにより実現と考える」とのことであるが、保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理するという職責がある一方、保安に関する業務はその性質上当該事業所におけるその事業の実施と一体不可分の業務であることから、事業所内の人員・予算等の資源配分も含めた事業所の運営全般について高度な判断を行う立場にある者である必要があり、要望に対応することは困難である。 また、「保安係員は、現行制度においても、他の会社等に所属する者から選任可能」については、平成14年3月29日付け都道府県等宛の通達及び内閣府ホームページに掲載されている平成15年3月28日付け閣議決定「規制改革推進3か年計画(再改定)」等により周知徹底が図られているので確認いただきたい。									

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100200	特定高圧ガス消費設備 (特殊高圧ガス消費設備) に係る届出の簡略化	一般高圧ガス保安規則 第 5 条	高圧ガス保安法上の技術基準は、多くの規定で性能規定化されており、消費に係る技術上の基準も同様である。ここで、性能規定化とは、保安の確保に必要な機能や履行すべき手順等の大枠のみを法令上規定することをいう。 性能規定化された技術基準に適合する詳細基準の一例として、国により例示基準が示されているところである。例示基準どおりの場合は、技術基準に適合するものと解されるが、例示基準に基づかない場合においても、事業者等において技術基準への適合性を科学的根拠に基づき証明すること等により、技術基準への適合性が都道府県により認められることは可能となっている。	e		事業者が経済産業省令に基づく技術基準に適合すると考える詳細基準については、届出先である県とよくご相談ありたい。		回答では、事業者が経済産業省令に基づく例示基準への適合性を証明することで、都道府県により技術基準への適合性を認められることは可能として事実確認とされているが、要望内容は、技術基準の経済産業省令への一本化を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	e		費用対効果や自主保安の推進の観点から、国が一律な保安規制を課すのではなく、地域及び事業所の実状を踏まえきめ細かく効果的な事故防止対策を講じることが適当である。かかる観点から、高圧ガス保安法においては、一部の事務について都道府県知事による自治事務を行っているところであり、本件については、届出先である県とよくご相談ありたい。	5009	5009050	ソニー(株)	5	特定高圧ガス消費設備 (特殊高圧ガス消費設備) に係る届出の簡略化		高圧ガス保安法において、特殊高圧ガス消費設備は、一般高圧ガス保安規則の定める基準に従って消費されるものとされている。一方、その基準に具体的明示がされていない場合、地方自治体の定める指針が、解釈指針として使われているが、設備に要求される安全性は、高圧ガス保安法の一般高圧ガス保安規則第55条 (特定高圧ガスの消費に係る技術上の基準) を準拠することで対応し、都道府県の指針は指標とし、指針に準じた安全性の確認に関しては、事後確認としていただきたい。	経済産業省
z1100210	高圧ガス保安法による冷凍機、高圧ガス製造設備の点検回数の削減	一般高圧ガス保安規則 第 6 条第 2 項第 4 号 一般高圧ガス保安規則 第 5 条第 2 項第 3 号 冷凍保安規則 第 9 条第 1 項第 2 号	製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻りに製造設備の作動状況について点検が義務づけられている。(冷凍設備、特定高圧ガスの消費に関しても同様の規定あり)	C		高圧ガス設備については、それによる災害が発生した場合には、設備保有者のみならず、周辺地域等に与える被害が甚大になるおそれがあることから、これらの異常を早期に発見するよう対策を講じ、事故を未然に防止するよう努めることが極めて重要である。想定される異常の中でも、例えば、当該設備の腐食、亀裂、異常音の有無などは、実際に当該設備が日々稼働している中で少しずつ発生するものであることから、これらは、当該設備を日々点検することでしか発見することができない。また、これらの腐食、亀裂、異常音などは、突如として発生する性質のものではなく、日々の微細な変化の積み重ねにより、その異常が大きくなるものとなるため、事故を未然に防止するという観点からは、これらの異常を一分一秒でもより早期に発見することが最も重要である。したがって、現在高圧ガス保安法に規定する点検頻度より少ない頻度で点検を実施することを認めると、当該設備の異常の発見を遅らせることとなるおそれがあり、また、現在の頻度による定期点検という手法以外に異常の早期発見のための措置が想定しがたいことから、高圧ガス設備については、引き続き1日1回の定期点検は必要であり、要望に対応することは困難である。 なお、点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作を行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると事業者が証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。		災害の未然防止には1日1回以上の点検が必要であることを根拠に対応不可とされているが、最近における技術動向を踏まえた上で点検回数を義務づけることが合理的であり、また、災害の未然防止という観点からも考えられるため、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C		「最近における技術動向を踏まえた上で点検回数を義務づけることが合理的であり、また、災害の未然防止という観点からも問題ないと考えられる」とのことであるが、設備の腐食、亀裂、異常音の有無などは、実際に当該設備が日々稼働している中で少しずつ発生するもので、このような異常を早期に発見し事故を未然に防止するよう努めることが極めて重要であり、また、最近の技術動向を踏まえても、現在の手法以外の代替措置が想定し得ないことから、少なくとも1日に1回は点検を行う必要があると考ええる。	5009	5009080	ソニー(株)	8	高圧ガス保安法による冷凍機、高圧ガス製造設備の点検回数の削減		コンピュータ制御による遠隔監視や、起動・停止の自動制御が導入されている高圧ガス製造設備については、オペレーターによる巡回点検回数を緩和していただきたい(例: 現地の巡回回数を、「完全に遠隔監視の場合: 1回/週」「モーターの併用による遠隔監視: 1回/月」とする)。	経済産業省
z1100220	工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和	工場立地法 第 4 条第 1 項第 1 号 工場立地に關する準則 第 1 条、第 2 条	生産施設の敷地面積に対する割合は、業種の区分に応じた割合以下とする。 第 1 種 百分の十 第 2 種 百分の十五 第 3 種 百分の二十 第 4 種 百分の三十 第 5 種 百分の四十 緑地 (以下「緑地」という。) の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十以上の割合とする	b		提案された内容を踏まえ、より地域の実情に応じた設定が可能となるよう、平成15年度のできるだけ早い時期に、準則第一条 (敷地面積に対する生産施設面積の割合)、準則第二条 (敷地面積に対する緑地面積の割合) 及び同第三条 (敷地面積に対する環境施設面積の割合) 並びに施行規則第三条 (緑地の定義) 及び同第四条 (緑地以外の環境施設の定義) について全国的に見直す		回答では、より地域の実情に応じた設定が可能となるよう15年度のできるだけ早い時期に見直すこととされているが、要望内容は緑地率の低下を求めているものであるが、この方向で規制を見直すのかについて明らかにするとともに、当該措置の実施時期について、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		地域準則を制定している自治体の状況を把握し、工場立地に關する準則第 2 条 (敷地面積に占める緑地面積の割合) 同 3 条 (敷地面積に対する環境施設面積の割合) 及び緑地面積率等に関する区域の区分毎の基準 (地域準則) 並びに施行規則第 3 条 (緑地の定義) 及び同第 4 条 (緑地以外の環境施設の定義) について検討し、その結論を踏まえて、平成15年度中に全国対応することとしている。	5014	5014060	(社)関西経済連合会	6	工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和		住宅地域、商業地域から離れた工場や工業専用地域内の工場については左記規制を緩和する。	経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)						
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号
z1100230	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	解撤等を行うために輸出される船舶については、輸出承認を受ける必要があると周知しているが、現時点で承認の実績はない。	c	当該措置は、バーゼル条約に基づいた国内法であるバーゼル法により手当てしているものであり、国際条約で定められた手続きを変更することは適当でない。 なお、平成10年12月14日付、加藤修一参議院議員の質問趣意書に対し、平成11年1月22日答弁書において「アスベスト又はPCBを含む物質又は物体は、バーゼル条約の規制対象となる「有害廃棄物」に該当しうるものである。一般に、アスベスト又はPCBを含む備品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該備品の処分をも目的の1つとしている場合には、 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) バーゼル条約の規定に従って、輸入国である締約国に対し、当該移動の計画を通告し、その同意を得る等、手続きをとる必要があると考える。」と内閣として回答している。	要望者が船舶解撤を円滑に進めることを求めている点を踏まえ、バーゼル法に基づく輸出申請等手続の簡素化等の具体的な対応策について改めて検討され、示されたい。 上記に係る実施時期について、その時期となる理由を含めて具体的に示されたい。	c	バーゼル条約の国内担保法であるバーゼル法は、同条約に従い、輸出者による輸出申請の後、輸入国・通過国への事前通告・同意取得を行い、申請内容に関して環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうか確認を行った上で、輸出承認を行うこととしている。また、輸出に当たっては輸出移動書類を携帯することとしている。バーゼル法は、バーゼル条約上の最低限の要求を満たしているものであり、これ以上の手続の簡素化は同条約に反することとなり対応不可能である。	5036	5036060	(社)日本船主協会	6	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止		現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要とされている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	環境省 経済産業省
z1100240	リース事業者設置の自家用電気工作物における、設置者の扱いの弾力運用	電気事業法第4条第3条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	c	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる電気主任技術者を選任しなければならないこととなっている。 設置者が事業用電気工作物の一部又は全部を自らの財産として設置するがリース等によって他者からの借り受けによって設置するが、いずれの形態で設置した場合であっても、電気事業法においては、自己責任、自主保安の観点から当該電気工作物の安全確保は設置者自らに課されている。 仮に、リース会社が設置者となる当該電気工作物の日常的な保安管理に一義的に責任を有する者が不在ということになるため、自己責任と自主保安の観点から不適切である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、設置者に一義的な保安責任を課しつつも、電気主任技術者を雇用することが困難な事業者に対応し、電気主任技術者の外部委託を認める制度が設けられている。本件要望については、一定の要件を満たせば、当該制度の利用が考えられる。(来年1月1日からは、一定要件を満たす法人が一定の条件下で外部委託先となる)ことが可能となっている。	回答では、電気事業法における自己責任、自主保安の観点から当該電気工作物の安全確保は設置者自らに課されていること、外部委託制度の存在を根拠に対応不可とされているが、事業者側の投資抑制並びに管理の合理化等の観点からは速やかに実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、「設置者」の定義を使用者もしくは所有者を含む弾力的運用としたとしても、電気工作物の保安責任体制の明確化により立法趣旨は果たすことができるため、要望内容は実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	b	電気事業法では、自らの事業活動に伴って使用する電気の安全確保については、当該事業用電気工作物の設置者自らが責任を有すべきものとされている。これは自己責任原則の立法趣旨に則り保安責任の明確化が図られているものである。 一般的にリース業者は単に設備を貸し出す者であって、これを借り受け設置する者が保安責任を有すると考えられるが、リース業者が自ら電気工作物の設置者となり、日常的な保安管理に責任を有する者が不在とならないような体制が構築される場合等、公共の安全の確保の観点から必要となる要件について検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	5040	5040010	(株)シーテック	1	リース事業者設置の自家用電気工作物における、設置者の扱いの弾力運用		自家用電気工作物の保安管理責任は、現規則では設備の設置者すなわち事業者(使用者)となっている。しかし、高圧受電設備等におけるリース事業者の参入の場合、「設置者」がリース事業者となる。このため、保安管理責任者配置における設備の「設置者」に限定した規制を、リース事業において対応できるように保安責任の明確化を前提として、設置者(使用者)もしくは所有者のいずれも可とする規制の緩和をお願いしたい。	経済産業省
z1100250	特別高圧自家用電気工作物の保安管理のうち、第2種電気主任技術者を「選任」から「非選任」への規制緩和	電気事業法第4条第3条、電気事業法施行規則第52条第2項	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならないが、電気主任技術者を選任することが困難な設置者に配慮し、7000ボルト以下で受電する事業場については、保安の監督に係る業務を常駐する電気主任技術者に行わせるのではなく、外部の非常勤者に委託することができることとなっている(不選任承認制度)。 一方、特別高圧(構内17万ボルト未満、構外10万ボルト未満)で受電する電気工作物については、電力会社の1次変電所、地域供給送電線、配電用変電所等に接続されており、当該電気工作物の事故等によって広い範囲において停電が生ずる恐れが大きい。そのため、当該事業場において常勤の電気主任技術者を選任し、常時その保安の監督を行わせることとしているものである。 (以下「その他」欄に続く)	c	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、電気主任技術者を選任することが困難な設置者に配慮し、7000ボルト以下で受電する事業場については、保安の監督に係る業務を常駐する電気主任技術者に行わせるのではなく、外部の非常勤者に委託することができることとなっている(不選任承認制度)。 したがって、受電電圧が7000ボルトを超える事業場の保安管理を非常勤の外部の電気主任技術者に委託することは保安の観点から不適切であり、同制度の対象とすることはできない。	回答では、外部委託制度(電気主任技術者の不選任承認制度)の存在、特別高圧で受電する電気工作物の事故発生による影響の大きさを根拠に対応不可とされているが、事業者側の投資抑制並びに管理の合理化等の観点からは速やかに実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、外部委託、人材派遣の活用により対応することとしても、電気工作物の保安責任体制の明確化により立法趣旨は果たすことができるため、要望内容は実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	b	要望の趣旨は、特別高圧(構内17万ボルト未満、構外10万ボルト未満)についても高圧(7000ボルト以下)と同様に不選任承認制度を適用して欲しいということであるが、特別高圧で受電する電気工作物は、その事故発生による影響の大きさから常時その保安監督を行うことが公共の安全確保の観点から不可欠である。よって、特別高圧について電気主任技術者が常勤しない形態である不選任承認制度を適用することはできないが、人材派遣の活用については保安上支障が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	5040	5040020	(株)シーテック	2	特別高圧自家用電気工作物の保安管理のうち、第2種電気主任技術者を「選任」から「非選任」への規制緩和		特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する工場等の設置者は、設備の保安管理のため第2種電気主任技術者の専任配置が規定されている。しかし、一律的な規定は業務合理化、要員効率化の観点から弊害がある。このため、保安業務の外部委託化、人材派遣等の合理化が図られるよう専任規制を撤廃し、特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する場合も高圧の場合と同様、「非選任」の扱いができるよう規制緩和をお願いしたい。	経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

		(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100260	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっている。 電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安の監督を行うにあたっては、資格を有する者が単に電気工作物の巡視、点検等を行うだけでなく、電気主任技術者による保安に関する指揮命令系統等が担保されるという適切な保安管理体制が構築されている必要があり、要望のあった「人材派遣」に関しては、派遣される者の勤務形態等について、適切な保安管理体制が構築され保安上支障が生じないことになっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能かどうかについて判断してまいりたい。（平成15年度中に検討）		回答では、平成15年度中に検討とされているが、平成16年度までに実施することについて改めて検討された。	b	「人材派遣」によって派遣された者を電気主任技術者として選任するに当たり、保安上支障が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	5040	5040030	（株）シーテック	3	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加		特別高圧（構内17万V、その他10万V未満）で受電する工場等の受変電設備「設置者」は、設備の保安管理のため第2種電気主任技術者の選任が規定されている。この業務に対して、『人材派遣』が可能な、規制緩和をお願いしたい。		厚生労働省 経済産業省
z1100270	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進	電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第5項第3号	クリーンな純国産エネルギーである水力発電の開発を推進するため、中小水力発電所の建設に係る費用の一部を、公営電気事業者等卸供給事業者、自家発電事業者等に対して補助する。	e	・水力発電は、エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化防止の観点から、CO2を排出しないクリーンで再生可能な純国産エネルギーであり、ご指摘の中小水力発電施設に対する補助金は、水力発電の開発を着実に推進するために必要と考える。 ・なお、この補助金は、予算措置としての補助金制度であり、この補助金の交付が、中小水力発電施設の設定に対する制約とならないため、「規制」に該当しないものと考えられる。 ・また、この補助金は公営電気事業者だけでなく、卸供給事業者、自家発電事業者に対しても交付されるものであり、電力自由化に反するものとならない。						5040	5040040	（株）シーテック	4	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進		公営水力発電所は、全国で293箇所、認可出力2,570 MWが運転中であるが、一般電気事業者の発展とともに、その任務は全うした。しかし、13年度においても、公営発電事業に国庫補助金約5億円/年、また企業債約53億円/年を調達して、事業維持を図るなど課題は多い。このため、公営発電事業に対する国庫補助金の廃止とともに、事業の民営化を推進し電力自由化に対する競争力確保に努める。		総務省 経済産業省
z1100280	工業再配置促進法の廃止	工業再配置促進法	移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進し、国土の均衡ある発展を図るため誘導地域における工場立地について、税制・財投等の支援措置をする。	e	工業再配置促進法は、移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進するために、税制上の特別措置等財政上の支援措置を定める法律であり、工業立地を制限する規制を設けているものではない。			回答では、工業再配置促進法は移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進するために、税制上の特別措置等財政上の支援措置を定める法律であり、工業立地を制限する規制を設けているものではない。上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	e	工業再配置政策は、全国的な視点に立って工業の過疎地域と過密地域のバランスを適正なものとする趣旨であり、未だ格差が残る地域も存在することから、全体としては、引き続き現状の工業再配置政策を継続する必要があるところ。一方、そもそも、前回回答にも述べたように、本法は都市部の工場立地を制限するものではないことから、本法による各種支援措置が引き続き存続しても、要望内容にあるような大阪経済の再生に支障を来すことはないと考えられる。	5049	5049030	大阪府	3	工業再配置促進法の廃止		我が国の経済再生にとって大阪経済の再生は不可欠であり、従来の都市部からの工場移転促進政策を見直す必要がある。そこで「工業再配置促進法」の廃止を要望する。		経済産業省
z1100290	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条、第9条	申請等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣に提出しなければならない。	b	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。			回答によれば「15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る」とあるが、実施される内容についてより具体的に示されたい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	a	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。電子媒体による許認可の申請等については、平成15年度末を目途として、現在その体制整備が進められているところであり、申請窓口が一本化される予定である。	5063	5063020	(社)日本商品投資販売業協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100300	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	商品投資販売業者の許可申請に関する命令第4条	商品投資販売業者の許可申請を行う際に、役員又は重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を「許可申請書」に添付しなければならない。	c		欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として、商業登記簿謄本（抄）本のみによる確認方法や、欠格事項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっていない重要な使用人に関する記載がないことと、欠格要件の確認資料となりえない。次にについては、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自身が証明する手段がない欠格事項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものであり、審査の簡略化のために求めているものではないことから、撤廃は困難である。		c		要請者によると、「身分証明書及び青年被後見人等でないことを証する証明書については、外国人は誓約書のみを添付すればよく、邦人の場合は官公署の証明書を提出し、かつ誓約書も提出することになっている」とのことであり、事実上不許可条件の確認を誓約書により行っている現状に鑑みれば、申請手続きの簡素化、業者間の取扱いの公平性の観点から、例えば必要書類を誓約書に一本化する等を含め、更に踏み込んだ検討を行ってほしい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。		5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会 < 公開 >	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃		現行制度では、商品投資販売業の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z1100310	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条、第17条	商品投資販売業者は、追加型ファンドを購入した顧客が更に同一ファンドを再購入する場合であっても、法規定上その都度、「契約成立前交付書面」を交付することになっている。	b		商品ファンド法において、契約締結前と契約成立時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得る事が必要であり、後日当事者間において契約を巡るトラブルが生じることを防止すること、投資家保護を図る趣旨によるものである。このような趣旨に照らせば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型ファンドの再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、15年度中に結論を得る。		b	回答においては、「15年度中に結論を得る」とされているが、次の観点から更なる検討を行ってほしい。 要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、実施の方向で早急に検討を行い、16年度には速やかに実施すること。 併せて、現時点における検討状況、検討にあたっての論点等について示すこと。		5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化（変更点等のみ交付）してもよいこととして戴き度い。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1100320	石油コンビナート等の施設の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管	石油コンビナート等災害防止法第五条第一項、第七条第一項	事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、完了後国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施 *なお、計画の届出があったときは関係都道府県知事及び関係市町村長に意見を聴き、完了の確認をしたときはその旨を通知することとなっている。 *計画に対する指示をするときは関係行政機関の長に対し協議し、また、関係行政機関の長は当該計画に対する「指示」を要請することができることとなっている。	c		石炭法第八条では主務大臣は届出があった場合において当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止のために必要と認められる範囲内において当該新設等の計画の変更を指示することができるとしている。また、同条第一号では指示を行う場合の要件として「各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがある」と認められること。としており提案者の言う画一的な判断をしているものではない。 法第五条第四項では、主務大臣は届出に係る計画について関係都道府県及び関係市町村に意見を聴かなければならないとされており、地域の意向を反映する手続きは現行法で担保されている。 審査期間についても法第八条第五項において三月以内とされているところを国の関係行政機関とも相談の上、三十日以内に手続きが完了するよう運用している。		c	回答では「国が全国的な視野に立ってその水準を確保する必要がある」とのことだが、要望の趣旨は、地域特性を活かしたレイアウトを迅速に審査し、それを実施させることが効率的な事業展開につながるということであり、この点を踏まえ、改めて検討されたい。		5079	5079010	茨城県	1	石油コンビナート等の施設の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管		レイアウト新設・変更の届出先（審査）について、法により主務大臣（国）と定められているところ、コンビナートの実状を把握している市町村等消防本部に移管する。	総務省 経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100330	商工会合併にかかる規制緩和	商工会法	同一市町村内の商工会同士の部分合併について、隣接する場合に限って合併を可能としている。	c		商工会の地区は、従来から、一の町村の区域とするとされている。ただし、商工業の状況により必要があるときは、例外的に、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。平成13年の商工会法改正時に、商工会同士の合併環境整備の一環として、同一市町村内の商工会の部分合併についても、隣接する場合に限って特例的に合併を可能としたことである。商工会はその地域の商工業の発達や社会一般の福祉の増進を目的とした地域団体であり、その目的の適切かつ効率的な達成のためには、その地理的なまとまりが重要であるとの観点から、隣接要件を付しているものである。		回答では、商工会はその地域の商工業の発達や社会一般の福祉の増進を目的とした地域団体であり、その目的の適切かつ効率的な達成のためには、その地理的なまとまりが重要であるとの観点から、隣接要件を付していることを根拠に対応不可とされているが、地域の実情に応じた商工業の発達や社会一般の福祉の増進を図るという観点から、隣接していない商工会同士の合併を速やかに実施すべき事項と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		同一市町村内の商工会の部分合併については、本来は一の市町村に一の商工会との原則がある中、平成13年の商工会法改正により、合併環境円滑化の観点から、例外的に合併を可能としたもの。従来から商工会の地区が例外的に二以上の市町村の区域となることも可能としてきているが、その場合も、地域団体としての一体性の確保の観点から、その地理的なまとまりが重要であるため、隣接している場合に限定されているものであり、平成13年の商工会法改正時においても、同様に隣接している場合に限って例外としての合併を可能にしたものである。	5081	5081010	岐阜県	1	商工会合併にかかる規制緩和		商工会合併の条件となっている地区が隣接条件を緩和する	経済産業省
z1100340	国による特許申請窓口への弁理士派遣の実施	なし	特許出願窓口で国が弁理士を派遣することを規制する法規・制度はない。	f		国が弁理士を出願窓口へ派遣し、無償で特許出願を認めることは、本来出願人が負担すべき弁理士費用を国が負担することに他ならず、弁理士費用の助成にあたる。このような措置は、従来型の財政措置に該当するため、対応不可能である。		回答では、弁理士費用の助成に当たることを根拠に従来型の財政措置とされているが、要望内容は、日本の技術力向上を図るため、特許申請窓口への弁理士派遣により特許申請の簡素化・簡易化を図り、特許申請を増加させることを求めるものであり、こうした観点からの具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	f		大島哲也	3.1	特許特区			国が出願窓口へ弁理士を派遣して、無償で特許出願を認めることは、受益者である出願人が本来負担すべき弁理士費用を国が負担することに他ならず、弁理士費用の助成にあたる。このような措置は、従来型の財政措置に該当するため、対応不可能である。	経済産業省		
z1100350	特許申請手続きの簡素化	特許法第36条など	特許出願には明細書等の出願書類の提出が必要。	c		要望のような特例措置を講じ明細書等の出願書類を簡素化すると、特許権の及ぶ範囲が不明確となり、第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じるところ、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、対応不可能である。		回答では、特許権に関する法的安定性を確保を根拠に対応不可とされているが、日本の技術力向上の観点からは速やかに実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、要望内容は、特許申請の簡素化・簡易化のために、弁理士による特許出願書類の代行制度の創設などの代替措置を創設することにより実施可能の考えが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		大島哲也	3.2	特許特区			要望のような特例措置を講じ明細書等の出願書類を簡素化すると、特許権の及ぶ範囲が不明確となり、第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じるところ、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、対応不可能である。また、弁理士による特許出願書類の代行制度を創設することには、国が弁理士費用を負担することに他ならないから、従来型の財政措置にあたり、対応不可能である。	経済産業省		
z1100360	特許料金の無償化	特許法第107条、第109条、第195条、第195条の2	・国又は独立行政法人に対する手数料等の免除 ・資力に乏しい個人に対する特許料、審査請求料の免除	f		特許料等の免除は規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため、対応不可能である。		回答では、特許料等の免除は従来型の財政措置とされているが、要望内容は、日本の技術力向上を図るため、特許申請の簡素化・簡易化等により、特許申請を増加させることを求めるものであり、こうした観点からの具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	f		大島哲也	3.3	特許特区			特許特別会計は、収支対応の原則に基づき、産業財産権行政の運営に必要な費用を受益者の負担により賄う制度であり、特許制度を利用する方々に対して、平等に制度利用を促す費用の負担を求めることが原則である。特許料等の免除は、本来、各々の出願人が負担すべき特許料等を国が負担するものであるから、規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため、対応不可能である。	経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請		措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1100370	特許権の効力の制限	特許法第68条 特許法第69条 特許法第78条 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定) 31条など	特許権者は発明者として特許権を行使する権利を専有する。よって、他人が発明者として特許権を無断行使すれば特許権侵害を構成する。しかし、特許権者の許諾がある場合等においては、特許権者でなくても、特許権を行使することができる。国内法令により強制的に他人の実施を認める場合には、個々の案件ごとの必要性が考慮されなければならない。	c		要望のように、相互に特許権を自由に使うことは、各特許権者の許諾があれば事実上可能であるが、これを制度上、一律強制的に行うようにすることは、これを望まない特許権者に対しても他人の実施への黙認を強要することになる。特許権は本来収益や処分を自由に行える財産権であるところ、特許権の効力にこのような制限を強制的に課すことは、特許権者の正当な利益を不当に害するおそれがある。さらに、強制的な実施権を設定する場合については、定められた国際協定であるTRIPS協定第31条においては、個々の特許権ごとに事情を考慮することを求めており、一律に強制的な実施権を設定することは本協定違反となる可能性が高い。したがって、対応不可能である。						5093	5093034	大島哲也	3.4	特許特区					経済産業省
z1100380	不正軽油対策の見直し	・地方税法 (総務省所管法) ・廃棄物処理法 (環境省所管法)				不正軽油に関する地方税法に基づく取り締まり等については、総務省及び地方税務当局等に対して、不正軽油に関する情報提供等により協力をしていく。							5100	5100090	東京都	9	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる有効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化するとともに、硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化する。	総務省 経済産業省 環境省	
z1100390	特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和	特許法第107条、第109条、第195条、第195条の2	・国又は独立行政法人に対する手数料等の免除 ・資力に乏しい個人・法人に対する特許料、審査請求料の免除・軽減・猶予	f		特許料等の減免は規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置に過ぎないため、対応不可能である。なお、設立5年以内の資力に乏しい法人については、現行特許法において減免措置を講じている。							5100	5100110	東京都	11	特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和		中小企業における知的財産の取得を促進させるため、創業後5年以内の中小企業や中小企業が主体となる民間研究所や協同組合等を新たに特許料減免の対象とするとともに、中小企業が初めて出願する特許について減免を行う等、中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和を図る。	経済産業省	
z1100400	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第1項6号の2、第6条の2第1項第2号口	商品投資販売業者の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品投資販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	b		映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。		回答では、「15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う」とされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。実施時期について具体的に示されたい。	b		映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。	5100	5100130	東京都	13	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和		映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経歴を有する者の配置等)を撤廃する。	金融庁 農林水産省 経済産業省		
z1100410	「大規模小売店舗立地法施行規則」の見直し (開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)	大規模小売店舗立地法第6条、施行規則第7条	大規模小売店舗立地法第6条では、届出事項のうち、開店時刻及び閉店時刻の変更を行う場合には、あらかじめその旨を都道府県に届け出るものとされている。ただし、開店時刻の繰り下げ、閉店時刻の繰り上げは、騒音等が生活環境に影響を与える時間が短くなるため、届出は不要とされている。	c		等価騒音レベル(ある時間範囲において変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものを)が開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げに伴って、増大するかどうか一般的な判断することはできないため、大規模小売店舗立地法第6条では、開店時刻及び閉店時刻の変更を行う場合には、届出によって、等価騒音レベルが増大するかどうか確認することとしたものである。		回答では、届出により等価騒音レベルが増大することが必要であることを根拠に対応不可とされているが、騒音規制法における「夜間」の時間帯に依らない場合は、同法に基づく規制基準に違反するおそれがないため、速やかに実施すべき事項と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	等価騒音レベルが開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げに伴って増大するかどうかは一般的に判断出来ないため、大規模小売店舗立地法第6条では事前に届出を行うこととされている。ただし、「夜間」に入らない場合であって、都道府県等が当該変更が実質的に生活環境に与える影響を増加させることが殆どないと認めるときは、同法施行規則第11条2項に基づき、説明会は当該大規模小売店舗の敷地内で見やすい場所での掲示を行うことによって足りる、との手続きの簡素化が図られている。	5102	5102240	(社)日本経済団体連合会	24	「大規模小売店舗立地法施行規則」の見直し (開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)		騒音規制法における「夜間」の時間帯にかからない場合は、開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げに係る届出を不要とすべきである。なお、騒音規制法による地域の指定が行われていない店舗設置地点については、夜間の時間帯を午後11時から午前5時とすべきである。	経済産業省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)							
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
z1100420	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の3、(3)、において、「・・・コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を契約の相手方に還元するといったインセンティブ付契約の導入について、引き続き検討する。」とされている。	b		インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得べく現在検討中である。		b	インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得べく現在検討中である。	5102	5102390	(社)日本経済団体連合会	39	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		インセンティブ付契約(コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を落札業者に還元する契約等)や、成功報酬型契約(例えば、IT化を含め行政の事業の一部をアウトソーシングし、その収入を分配する契約や、落札事業者が提供したサービスがサービスレベル契約を上回る優良なものであった場合に追加発注等のインセンティブを与える契約等)を導入すべきである。 なお、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、「平成15年度中に結論を得べく現在検討中」「各省等における規制改革に関する内外からの意見・要望に係る対応状況(平成14年度版)」「平成15年5月」とされているが、早期に結論を得て実施すべきである。		総務省 経済産業省 財務省
z1100430	兄弟会社間の電力特定供給	電気事業法施行規則第2.1条	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。	b		今通常国会(第156回)で成立した電気事業法等の一部改正法において、自由化対象需要家に対し自営線を敷設して電気を供給する事業を行う場合には、特定供給制度を利用しなくても、届出を行えば原則行うことができることとした。これにより、本要望により達成しようとする事業内容についても本法の施行により実施することが可能となる。なお、本法の施行(電気事業法関係)は平成17年4月の予定であり、平成17年4月には50kW以上の需要家が自由化対象需要家となる予定である。		b	回答では、電気事業法の改正により自由化対象需要家に対して、特定供給制度を利用しなくても、届出により自営線供給が可能となるとされているが、要望内容は、自由化対象需要家に限定しない自らの子会社間で特定供給をすることを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討されたい。上記を踏まえ実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。さらに、要望内容に類似した措置として、既に構造改革特区基本方針において「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」(別表1の1103)が認められており、この特例措置の全国展開についても検討し、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	5102	5102580	(社)日本経済団体連合会	58	兄弟会社間の電力特定供給		親会社傘下の子会社間での特定供給を許可すべきである。	経済産業省	
z1100440	エネルギー管理者の外部委託	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第1項及び第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	・省エネ法第7条第1項の規定に基づき、第一種特定事業者(第一種指定事業者を除く。)は、第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。 ・省エネ法第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第一種指定事業者及び第二種指定事業者は、エネルギー管理指定工場ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者、または、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。	b		気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえ、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方についても平成15年度中に検討し、結論を得る。		b	回答では、平成15年度中に検討し、結論を得るとされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。また、上記を踏まえ、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。	5102	5102590	(社)日本経済団体連合会	59	エネルギー管理者の外部委託		エネルギー管理者(員)は、有資格者であれば、自社の従業員だけでなく、ビル管理会社への委託や、連結子会社に出向し同じ事業所内に常駐する従業員の選任も可能とすべきである。	経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

		(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100450	行政手続法の適用除外の見直し	外国為替及び外国貿易法第五十五条の十二	外為法第五十五条の十二において行政手続法第二章及び第三章については適用除外としている。 なお、要望理由にあるような、許可申請において許可されないことと判断される申請を受理しない、あるいは申請取り下げを求めるといったような運用は行っていない。	c		行政手続法第二章及び第三章の規定にあるような、審査基準や理由の提示等を行うことは、懸念調達活動の口口の巧妙化につながるおそれがあること、審査基準の悪用や虚偽申告を招くおそれがある等国際的な平和及び安全の維持の観点から重大な問題を招来するとともに、他国、国際機関との信頼関係が損なわれる等外交上の障害となるおそれもあることから適用除外とせざるを得ない。また、要望理由中にあるような許可申請において許可されないことと判断される申請を受理しない、あるいは申請取り下げを求めるといったような運用は行っておらず、行政運営の公正の確保に万全を期している。なお、要望中にある同法第四章第三十三条についてはすでに適用されている。		回答では、行政手続法第33条については既に適用されているとされているが、再度その趣旨を通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	安全保障貿易管理に係る許可又はその取り消しについては、行政手続法第二章及び第三章の規定にあるような、審査基準や理由の提示等を行うことは、懸念調達活動の口口の巧妙化につながるおそれがあること、審査基準の悪用や虚偽申告を招くおそれがある等国際的な平和及び安全の維持の観点から重大な問題を招来するとともに、他国、国際機関との信頼関係が損なわれる等外交上の障害となるおそれもあることから適用除外とせざるを得ない。 なお、要望内容にある同法第四章第三十三条については適用となっているが、許可申請において許可されないことと判断される申請を受理しない、あるいは申請取り下げを求めるといったような運用は行っておらず、行政運営の公正の確保に万全を期している。	5102	5102640	(社)日本経済団体連合会	64	行政手続法の適用除外の見直し		安全保障輸出管理等に係る許可について、原則として、行政手続法第二章及び第三章を適用すべきである。特に、行政手続法第7条(申請に対する審査、応答)を適用するとともに、同法第4章第33条(申請に関連する行政指導)の趣旨を徹底し、申請に対する処分(許可及び不許可)が必ずなされるようにすべきである。		経済産業省
z1100460	第一種電気工事士の定期講習義務付けの廃止	電気工事士法第4条の3	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、やむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内毎に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。	c	—	第一種電気工事士が扱うことのできる電気工作物は、多様な電気設備で構成されており、構造的にも複雑であるだけでなく、事故の際、広範囲に停電を引き起こす恐れがあるため、第一種電気工事士は常に技術の進歩に合わせて電気工事及び保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していくことが、保安の確保を期す上で必要不可欠である。仮に、第一種電気工事士が日々の業務で技術革新に対応しているとしても、必ずしも全ての第一種電気工事士が技術革新等に対応しているとは言えないことから、法定による統一的な定期講習の実施は必要不可欠であり、定期講習の義務付けを廃止することはできない。		第一種電気工事士の技術革新への対応状況や最近の技術動向等を踏まえ、5年以内に1回という講習受講頻度の見直し、講習内容等の見直しによる負担軽減について改めて検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め、具体的に示されたい。	b	第一種電気工事士は第二種電気工事士とは異なり、多様な電気設備で構成される自家用電気工作物の工事に携わっていることから、十分な知識を有し保安の確保を図る能力を有している必要がある。第一種電気工事士は全国で約50万人、また、電気事業者は約11万社存在し、経営形態も様々であることから、必ずしも全ての第一種電気工事士が技術革新等に対し、自ら適切に研修等を行う体制にあるとは言いがたい。加えて最近の技術動向も急速に変化していることを踏まえれば、5年以内に1回という受講頻度は必ずしも大きくなく、頻度を小さくすることは適切でない。 一方、講習内容等の見直しについては、技術革新や最近の技術動向に即応した内容とするとともに、受講者の負担軽減を助長したものであるよう検討し、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	5102	5102700	(社)日本経済団体連合会	70	第一種電気工事士の定期講習義務付けの廃止		第一種電気工事士の定期講習義務付けを廃止すべきである。		経済産業省
z1100470	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	研究開発費補助金交付要綱(産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第18条第1号の規定に係るもの)	産業技術研究助成事業においては、大学、独立行政法人等の若手研究者に配慮し、採択後、当該年度に必要な研究資金を原則四半期毎に一括交付している。また、その用途については研究開発テーマの遂行等に必要経費としている。	d		要望者に聴取したものの、今回のケースでは要望内容の具体性が不十分であることから、使途の部分については、今後の検討可能性について判断することは困難であるが、現状においても研究者からの概算払いの部分については請求に応じて速やかに資金交付を受けることは可能。		回答では、速やかな交付に努めているとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等より具体的に示されたい。上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	交付決定の時期は、公募要領に明示している。 例えば、平成15年度の場合、公募締切り後から助成金の交付決定までのスケジュールを下記のとおり明記している(NEDOのHPにも同様のものを掲載)。 事前審査 - 6月中旬～8月上旬 審査委員会 - 8月下旬 NEDO採択決定 - 9月上旬 助成手続き説明会 - 9月上旬 助成金交付決定 - 10月上旬	5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。		内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)						
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号
z1100480	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(1)補助金制度	(電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金) (電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金) (新エネルギー導入促進事業費補助金) (新エネルギー事業者支援補助金) 資源エネルギー庁の補助金交付要綱等	(電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金) ・電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金は電源地域への企業立地を促進するために、電源地域に立地する企業の生産又は営業の用に直接供せられる設備(土地を除く。)又は施設(建物、建物附属設備、構築物に限る。)の整備に要する費用について補助金を交付している。なお、財産管理の観点から、補助対象物は当該企業が所有するものとしており、リース・レンタル及び割賦販売契約に伴う所有権留保付の施設設備は対象としていない。 (新エネルギー導入促進事業費補助金) ・新エネルギー事業者支援補助金は、各種新エネルギーの加速的な導入促進を図ることを目的とし、新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対し、その費用の一部を補助している。本事業における補助対象費用は、補助金交付要綱により「設計費」、「設備費」、「工事費」、「諸経費」と規定されており、また補助対象物は当該事業者が管理するものとしており、リース・レンタル等の「賃借料」は認められていない。	f	(電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金) ・電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金は、電源地域の住民の生活の向上を図り、もって電源立地の円滑を図る電源三法交付金の一つであり、電源地域への企業立地を制限する補助金ではない。 ・本要望は補助金の拡大を要望するものであり、「従来型の財政措置」に当たるもの。 (新エネルギー導入促進事業費補助金) ・新エネルギー事業者支援補助金は、各種新エネルギーの加速的な導入促進を図ることを目的とし、新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対し、その費用の一部を補助している。本事業への参入を制限する補助金ではない。 ・本要望は補助金の拡大を要望するものであり、「従来型の財政措置」に当たるもの。					5034	5034391	(社)リース事業協会	39	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(1)補助金制度		リース及び割賦販売(以下、「リース等」という。)によって設備を使用する顧客等は、次のような補助金制度を利用することができない。また、リース等が利用できる補助金制度であっても顧客の使用実態と非離しているため改善すること。電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金 リース等は補助金の交付が受けられないためリース等に同等の措置を講じること。新エネルギー導入促進事業費補助金 リース等は補助金の交付が受けられないためリース等に同等の措置を講じること。	経済産業省
z1100490	官公庁の入札制度、契約制度の改善		1-1 競争参加資格の申請様式については、全庁統一様式で実施。 1-2 競争参加資格のインターネット申請について、非公共分については実施しており、公共分については実施していない。 2 入札手続については、紙により実施。	a	1-1 対応済 1-2 非公共分については対応済み。また、公共分については、平成16年度から実施予定。【申請書類の受付体制は、紙との併用】 2 入札手続については、平成15年度中にインターネット技術を活用した電子入札・開札システムを導入予定。平成16年度以降には、地方展開を予定。【入札に係る書類の受付体制は、紙との併用】					5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全庁
z1110010	大規模小売店舗立地法関連 新設及び変更時届出書類の簡素化	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づき新設及び変更の届出に当たっては、届出事項に係る周辺環境(交通、騒音、廃棄物)への影響を審査するために不可欠な12項目の添付書類(駐車台数の算出根拠や騒音レベルの予測結果など)の提出を求めている。 都道府県が法の運用を行うに当たっては、出店者の負担という観点から、添付書類は当該12項目に限定して、届出事項に係る周辺環境への影響を審査する上で必要最小限のものに限るべきと考えている。	d	大規模小売店舗立地法第6条に基づき、店舗の施設配置ないし運営方法の一部を変更する際においても、省令に規定する12項目の書類添付については、周辺環境への影響を判断する上で必要であるが、各項目毎の添付書類については、周辺環境に与える影響を勘案し、必要最小限のものとすべきと考えている。経済産業省がホームページに掲載している「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中においても、「既存店が変更を行う場合の添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出すれば足りる。」としており、既存店が変更を行う場合の添付書類は必要最小限で足りる旨の周知・徹底を図っている。					5007	5007030	日本チェーンストア協会	3	大規模小売店舗立地法関連	1102	新設及び変更の届出による添付書類の簡素化(交通量調査、予測、音の測定)	経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

		(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		4 (要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1110020	大規模小売店舗立地法関連 営業時間の延刻を行う際の手続簡素化、添付書類の見直し	都道府県の要項等 (参考)大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づく新設及び変更の届出に当たっては、届出事項に係る周辺環境(交通、騒音、廃棄物)への影響を審査するために不可欠な12項目の添付書類(駐車台数の算出根拠や騒音レベルの予測結果など)の提出を求めている。 都道府県が法の運用を行うに当たっては、出店者の負担という観点から、添付書類は当該12項目に関して、届出事項に係る周辺環境への影響を審査する上で必要最小限のものに限るべきと考えている。都道府県の要綱はこうした考えの下で定められていると認識している。	e				現行の法令は、出店者の負担に配慮し、必要最小限のものとなっていることであるが、店舗の施設配置ないし運営方法の一部を変更する際に省令に規定する12項目全てについて書類の添付を求めることは、変更がない項目について再度書類を添付させることになり、合理的ではないと考えられるため、出店者の負担軽減という観点から、変更がない項目及び変更に伴い影響が少ない項目については書類添付を不要し、添付書類の簡素化について改めて検討されたい。上記を踏まえた実施時期については、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。併せて、上記措置を実現するには、都道府県にも趣旨を徹底することについて検討されたい。	e	延刻を含む営業時間の変更については、都道府県等が当該変更が実質的に生活環境に与える負担を増加させることがほとんどないと認める時には、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項に基づき、説明会は掲示を行うことにより足りるとの手続きの簡素化が図られている。また、12項目の書類添付については、周辺環境への影響を判断する上で必要であるが、各項目毎の添付書類については、周辺環境に与える影響を勘案し、必要最小限のものとすべきと考えている。経済産業省がホームページに掲載している「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中においても、「既存店が変更を行う場合の添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出すれば足りる。」としており、既存店が変更を行う場合の添付書類は必要最小限で足りる旨の周知・徹底を図っている。	5007	5007040	日本チェーンストア協会	4	大規模小売店舗立地法関連	1102	営業時間の延刻を行う場合の手続の簡素化及び添付書類の見直し	経済産業省	
z1110030	一般用電気工作物への位置づけによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	電気事業法第38条第2項、電気事業法施行規則第48条第4項	家庭用燃料電池は自家用電気工作物に位置付けられるため、電気主任技術者の選任や保安規定の策定・届出等が必要とされている。	a	家庭用燃料電池発電設備を小出力発電設備として一般用電気工作物に位置付けることについては、有識者や関係事業者から構成される委員会において、燃料電池発電設備が一般家庭等に設置された際の安全性に係る技術的な検証を実施しているところであり、平成16年度末までに、一般用電気工作物として位置付けるために必要な技術基準の整備等を行うこととしている。		家庭用燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置付けについては、既に構造改革特別区域基本方針(別表1の1104)において認められているが、特区での実態評価を先立ち、16年度末までに全国展開するとの理解でいいのか、明らかにされたい。また、要望事項である電気主任技術者の設置及び保安規程の届出の不要化について、平成16年度末までに実施するよう検討されたい。(その場合、可能な限り速やかに実施するとともに、実施予定時期について具体的に示されたい。)	a	家庭用燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置付けについては、特区での評価に関わらず、16年度末までに実施することとしている。一般用電気工作物に位置付けることにより電気主任技術者の設置及び保安規程の届出は不要となる。	5102	5102570	(社)日本経済団体連合会	57	燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い	1104	20kW未満の燃料電池発電設備を小出力発電設備とすべきである。	経済産業省		
										6007	6007010	岐阜県	1	一般用電気工作物への位置づけによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	1104	小規模燃料電池発電設備を、電気事業法第38条第1項第3号の経済産業省令で定めるもの(一般用電気工作物)とみなし、小規模燃料電池発電設備の設置にあたっては、保安規程の届出及び電気主任技術者の設置を不要とする。	経済産業省		